

中央社会保険医療協議会 診療報酬基本問題小委員会（第33回）
議事次第

平成15年7月23日（水）
厚生労働省専用第18会議室（17F）

議題

疾病の特性に応じた評価について

その他

初期診療及びかかりつけ医機能の評価

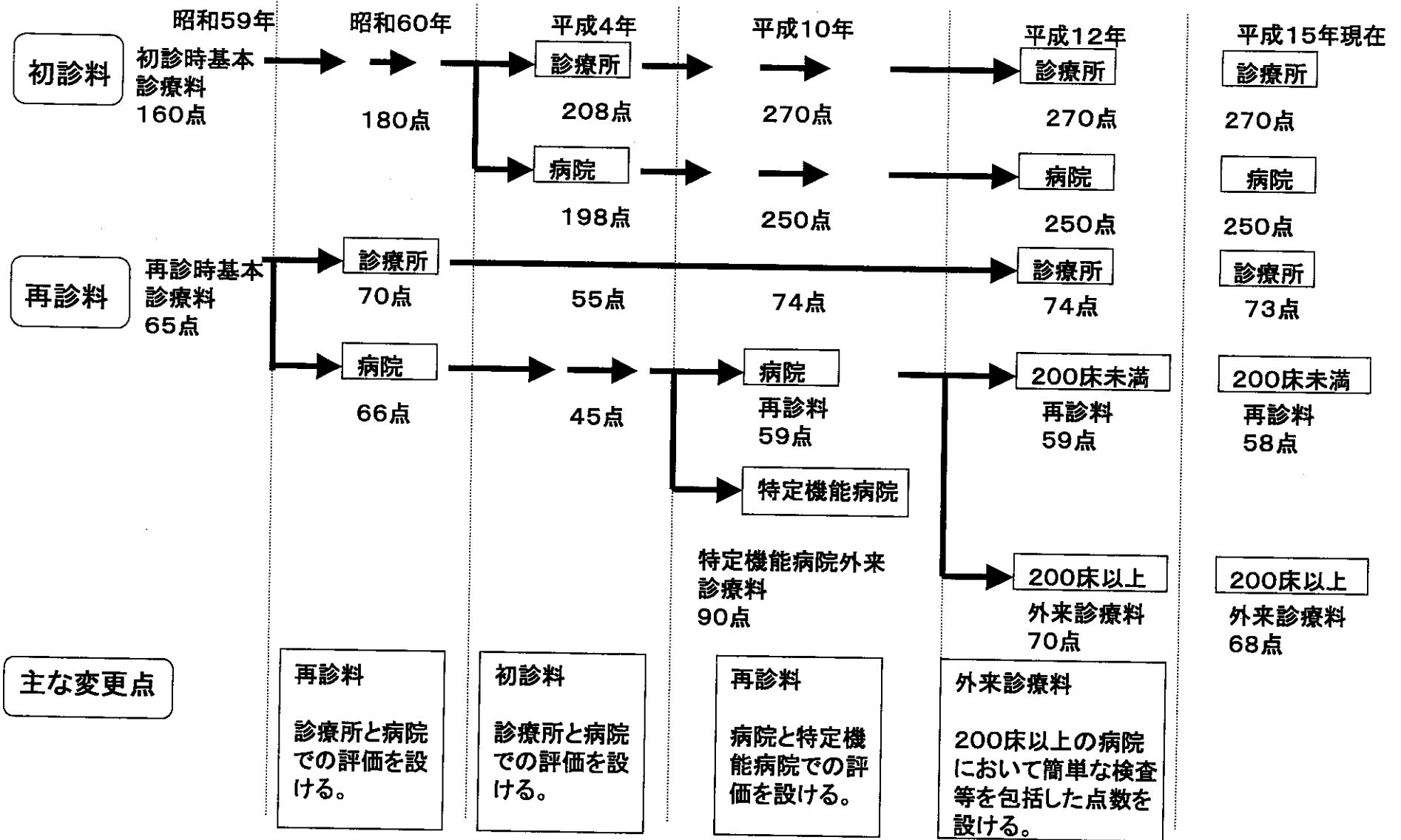
- 初・再診料の評価（別紙）

- 初期診療に引き続き、地域で継続的な治療管理を行うことは、プライマリケアの概念に照らして重要である。
 - ・ 特定疾患療養指導料（老人慢性疾患生活指導料）
生活習慣病等の疾患を主病とする患者について、プライマリケア機能を担う地域のかかりつけ医師が計画的に療養上の指導を行うことを評価。
（診療所又は200床未満の病院で算定）

 - ・ 生活習慣病指導管理料
高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者について、生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理を行うことを評価。
（診療所又は200床未満の病院で算定）

 - ・ 寝たきり老人在宅総合診療料
在宅の寝たきり老人等に対し、在宅療養計画を策定し、計画的な医学管理の下に、訪問診療を行うことを評価。
（診療所で算定）

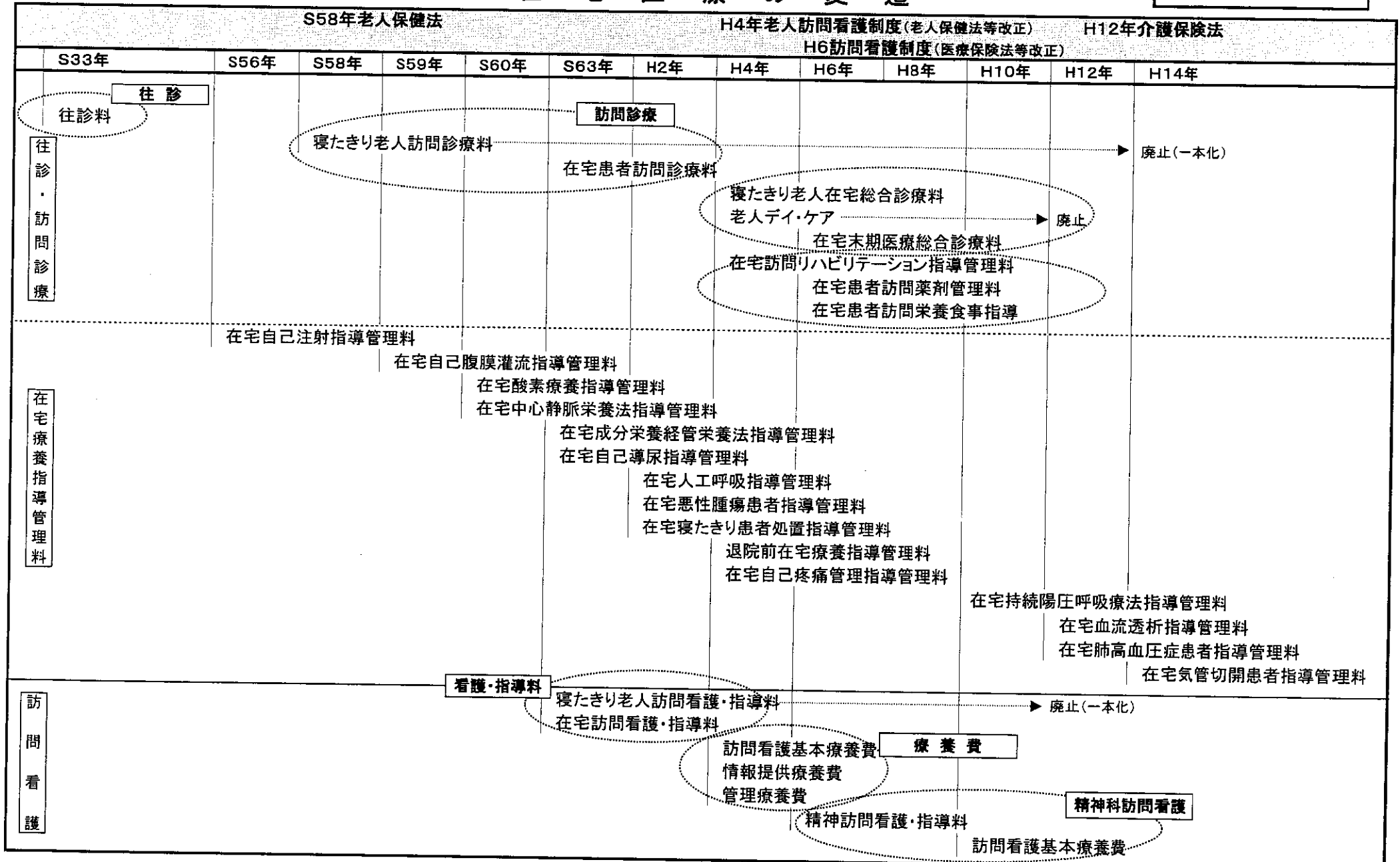
初診料・再診料の評価



○平成 8年 200床以上の病院の初診(他の医療機関からの紹介の場合等を除く)を特定療養費化

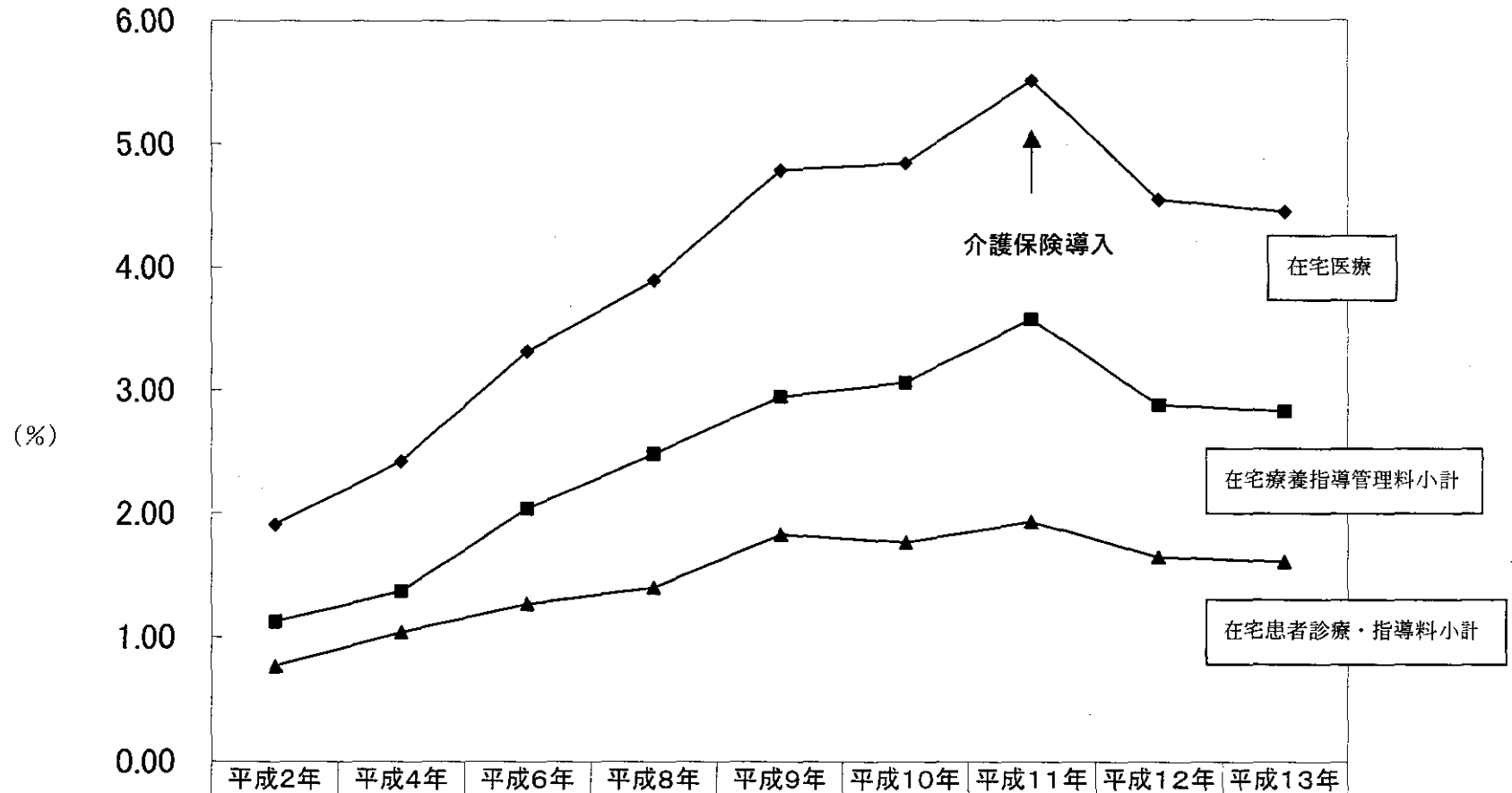
○平成14年 200床以上の病院の再診(他の医療機関への紹介を行っていない場合等を除く)を特定療養費化

在宅医療の変遷



(医科診療報酬及び訪問看護療養費にかかるもの)

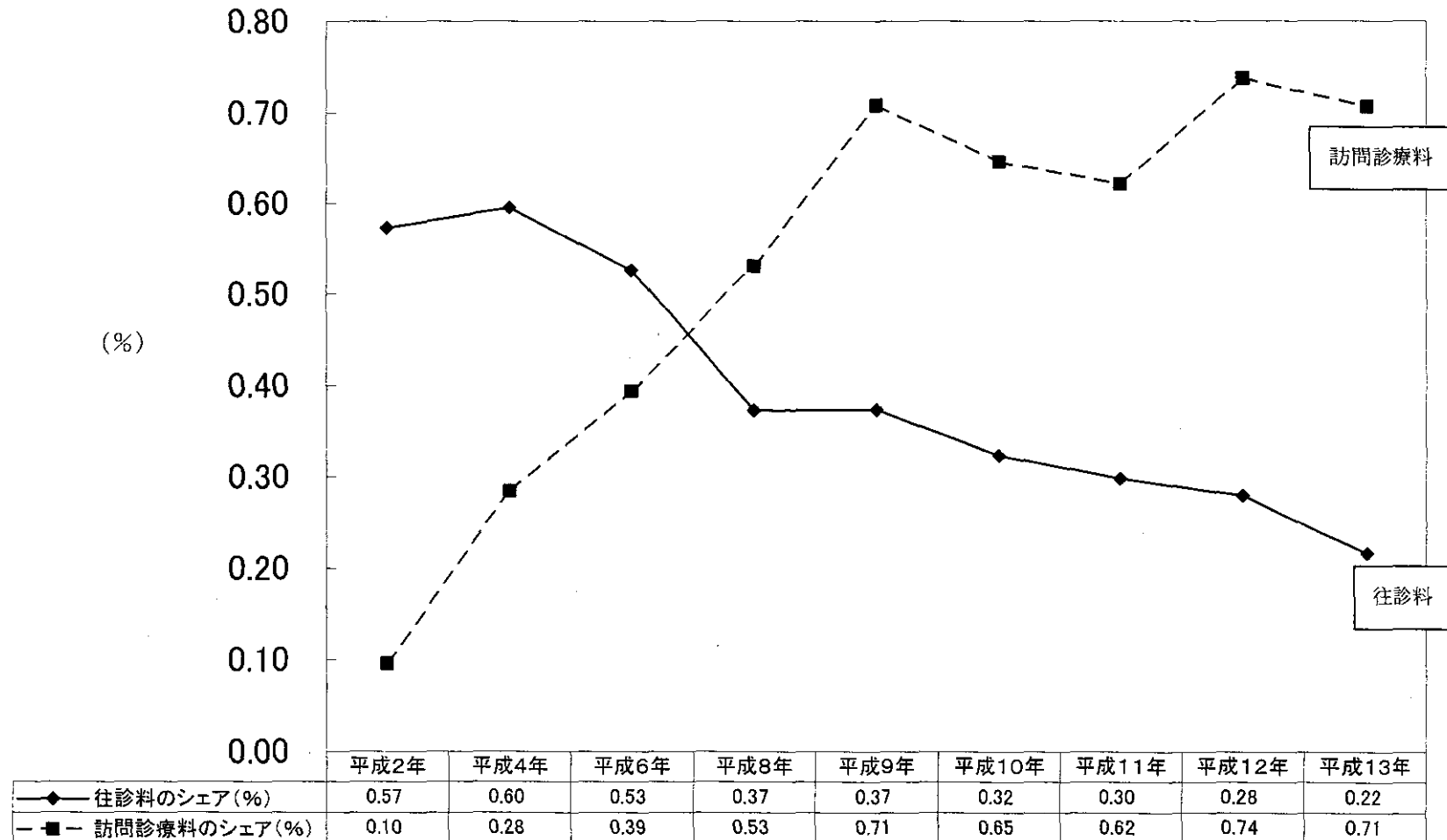
入院外医療費における在宅医療の点数のシェアの推移について



	平成2年	平成4年	平成6年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
◆ 在宅医療 (%)	1.91	2.42	3.31	3.89	4.79	4.84	5.51	4.54	4.44
■ 在宅療養指導管理料小計 (%)	1.13	1.38	2.04	2.48	2.94	3.06	3.58	2.87	2.82
▲ 在宅患者診療・指導料小計 (%)	0.77	1.04	1.27	1.40	1.83	1.77	1.93	1.65	1.61

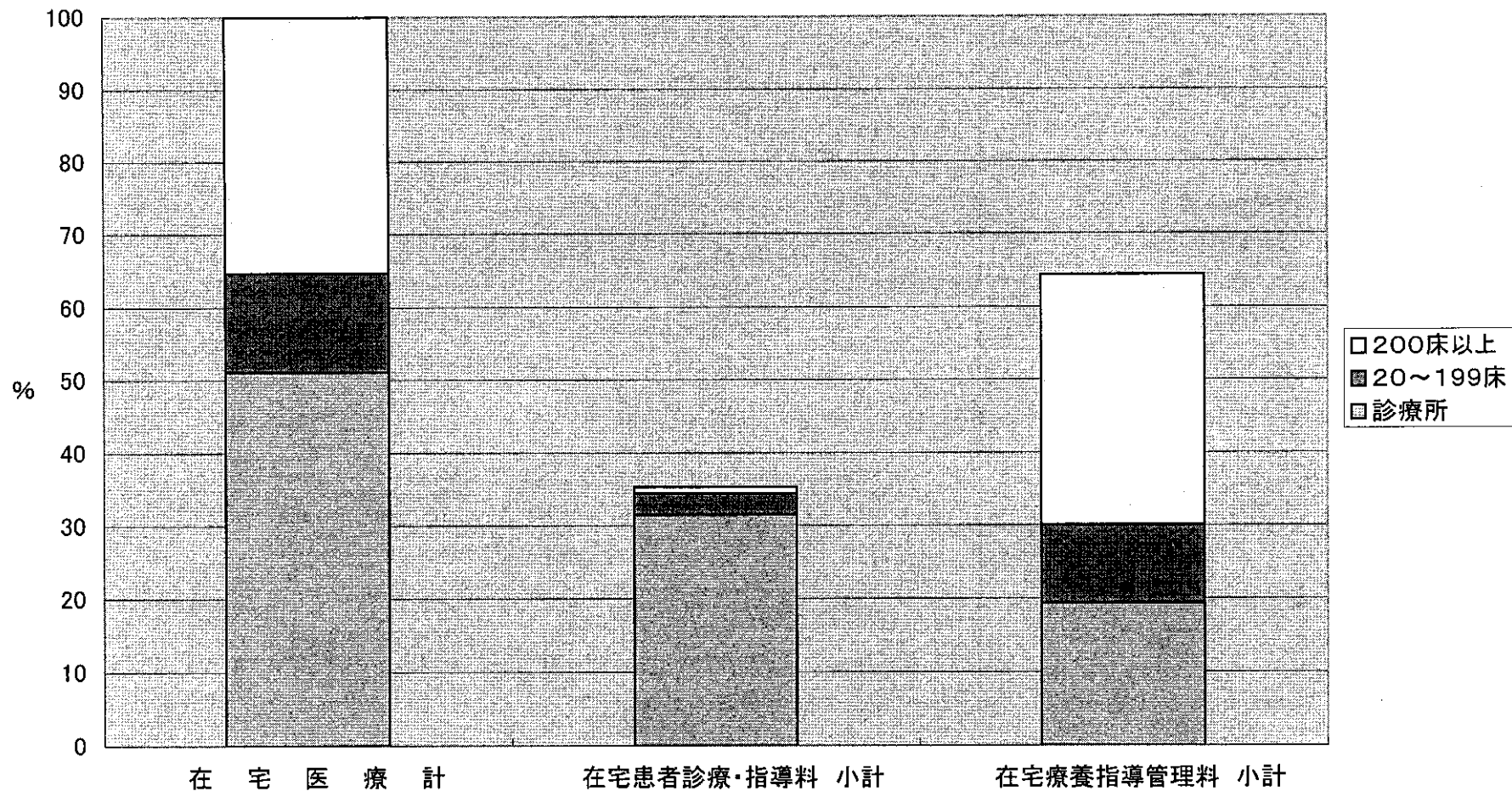
(社会医療診療行為別調査から作成)

入院外医療費における往診料と訪問診療の点数のシェアの推移について



(社会医療診療行為別調査から作成)

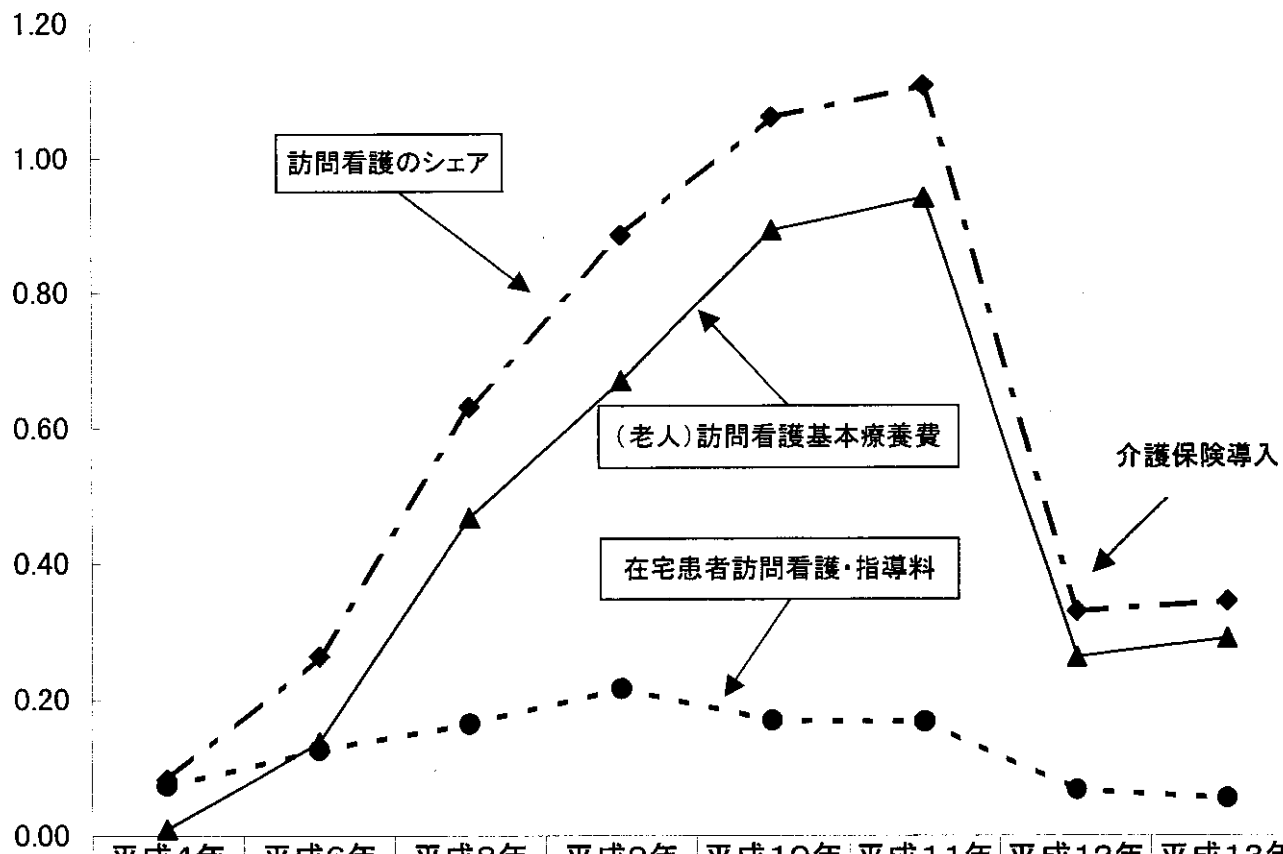
在宅医療の病床規模・診療所による状況



(平成13年社会医療診療行為別調査による)

入院外医療費に占める訪問看護の点数等のシェアの推移

(%)



	平成4年	平成6年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
◆ 訪問看護のシェア	0.08	0.26	0.63	0.88	1.06	1.11	0.33	0.34
● 在宅患者訪問看護・指導料*	0.07	0.13	0.16	0.22	0.17	0.17	0.07	0.05
▲ (老人)訪問看護基本療養費**	0.01	0.14	0.47	0.67	0.89	0.94	0.26	0.29

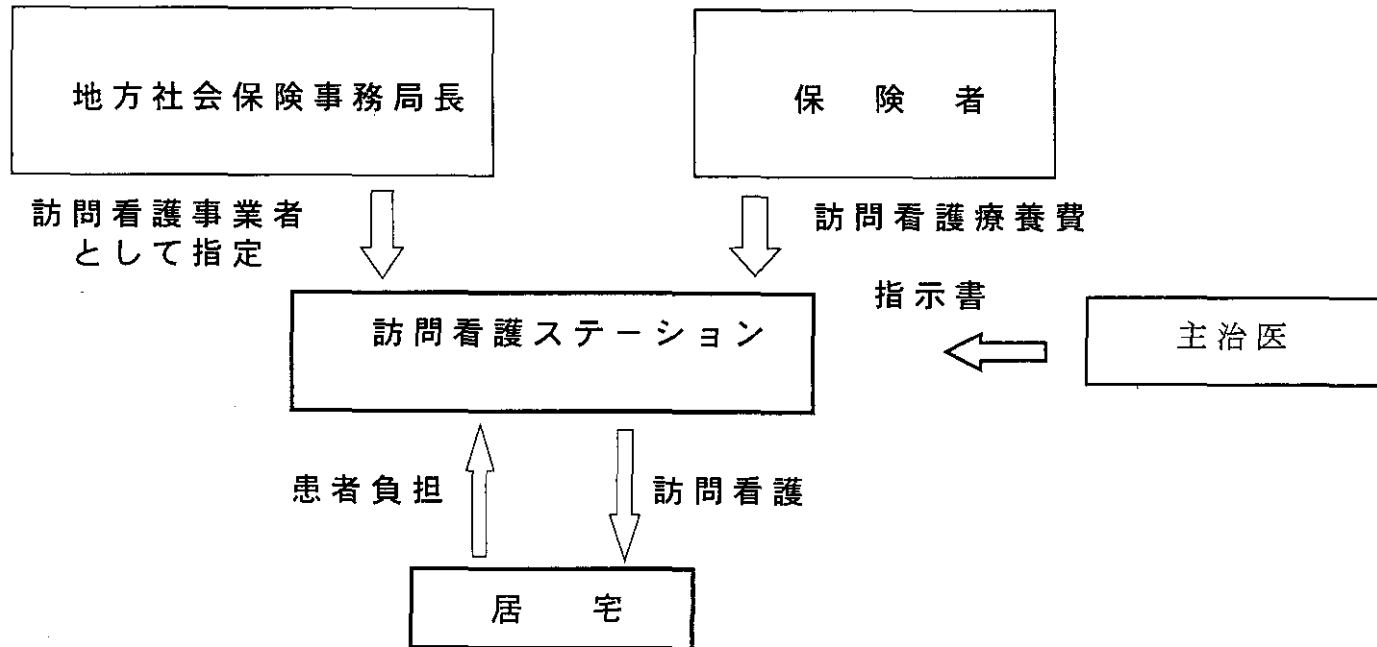
*社会医療診療行為別調査 **厚生労働省保険局調査課調べ から作成

訪 問 看 護 に つ い て

【趣旨・目的】

在宅の寝たきりの老人等に対し、訪問看護ステーションから看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士）を訪問させて、看護サービスを提供し、訪問看護療養費を支給する制度。

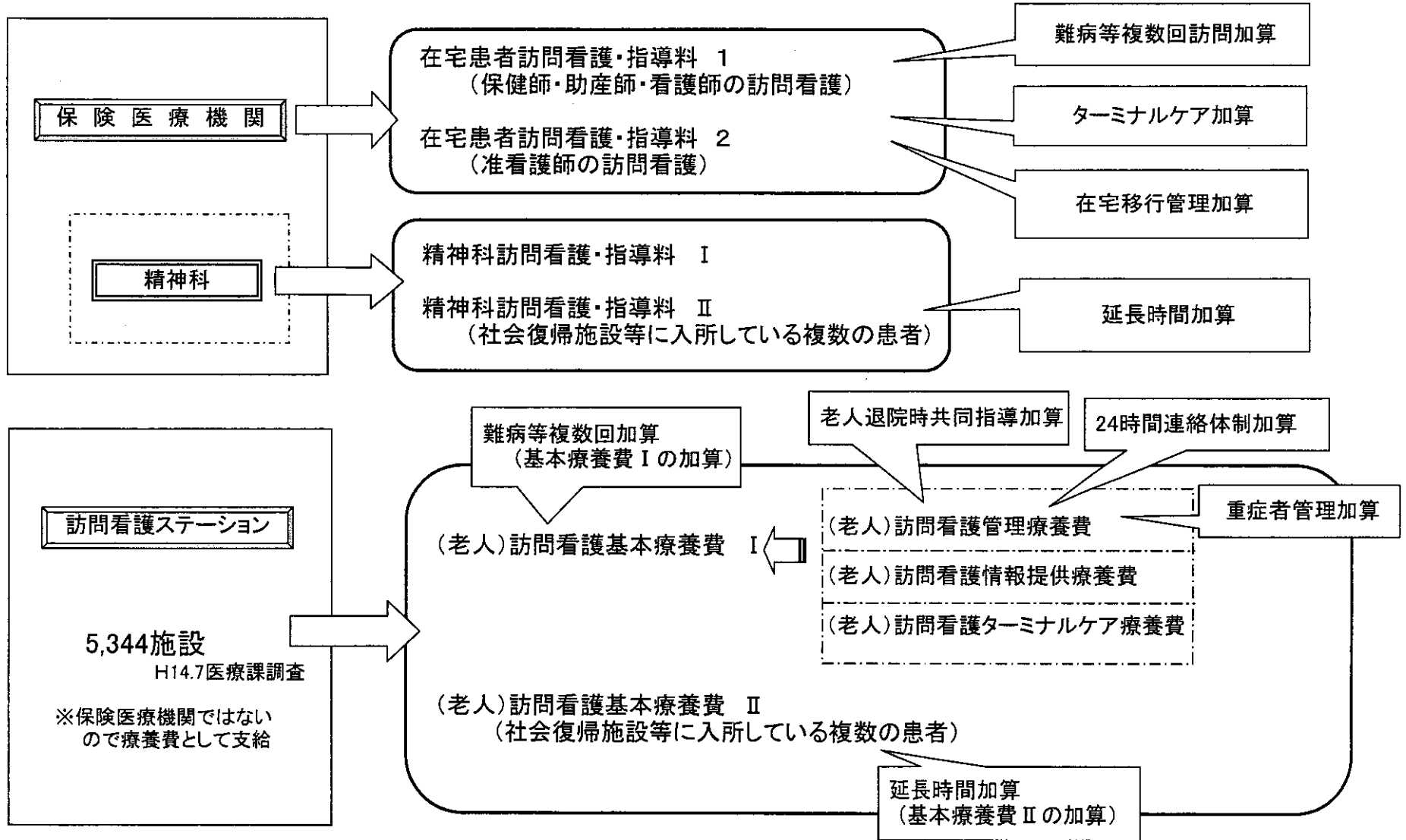
在宅の寝たきりの老人、難病患者、障害者等の療養者について、患者の病状に応じた適切な看護を提供することにより、住み慣れた地域社会や家庭において、より安定した療養生活を送れるよう支援するものとして創設。（老人保健法：平成4年～、健康保険法：平成6年～）



- 訪問看護基本療養費 5,300円/日（30分～1時間半程度が標準）
- 訪問看護管理療養費 7,050円（月の初日）
- 2,900円（月の2回目以降）

※ 2時間を超える訪問看護を提供した場合は、利用者との契約によって訪問看護ステーションが定める額を徴収することができる。

訪問看護に関する診療報酬上の評価



M-VAC 療法における抗がん剤の取扱いについて

1. ある国立大学付属病院で M-VAC 療法として行われていた膀胱がんの治療において、抗がん剤が薬事法に基づく効能・効果以外の使われ方をされていた。

M-VAC 療法：膀胱がん（尿路上皮がん）に対して、以下の4種の抗がん剤を組み合わせる治療法

- メトトレキサート (M)
- 硫酸ビンプラスチン (V)
- アドリアマイシン (A)
- シスプラチン (C)

2. 各薬剤について、薬事法に基づき承認されている効能・効果は別表のとおり。
いずれの薬剤も薬価基準には収載されているが、メトトレキサート及び硫酸ビンプラスチンは「膀胱がん」に関する効能・効果について承認を与えられていない。

(別表)

医薬品（会社名）	効能・効果
メトトレキサート （日本ワイスレダリー） [S42年以前に承認]	① メトトレキサート通常療法：次の疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解：急性白血病、慢性リンパ性白血病、慢性骨髄性白血病、絨毛性疾患(絨毛がん、破壊胞状奇胎、胞状奇胎) ② CMF療法：乳がん ③ メトトレキサート・ホリナート救援療法：肉腫(骨肉腫、軟部肉腫等)、急性白血病の中樞神経系及び睾丸への浸潤に対する寛解、悪性リンパ腫の中樞神経系への浸潤に対する寛解 ④ メトトレキサート・フルオロウラシル交代療法：胃がんに対するフルオロウラシルの抗腫瘍効果の増強
硫酸ビンブラスチン （日本イーライリリー） [S42年以前に承認]	次の疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解：悪性リンパ腫(ホジキン病、リンパ肉腫、細網肉腫)、絨毛性疾患(絨毛がん、破壊性胞状奇胎、胞状奇胎)
アドリアマイシン <塩酸ドキソルピシン> （協和醗酵） [S49年9月承認]	次の諸症の自覚的及び他覚的症状の緩解：悪性リンパ腫(細網肉腫、リンパ肉腫、ホジキン病)、肺がん、消化器がん(胃がん、胆のう・胆管がん、膵臓がん、肝がん、結腸がん、直腸がん等)、乳がん、 <u>膀胱腫瘍</u> 、骨肉腫
シスプラチン （ブリストル、日本化薬） [S58年9月承認]	睾丸腫瘍、 <u>膀胱がん</u> 、腎盂・尿管腫瘍、前立腺がん、卵巣がん、頭頸部がん、非小細胞肺がん、食道がん、子宮頸がん、神経芽細胞腫、胃がん、小細胞肺がん、骨肉腫

※ メトトレキサート、硫酸ビンブラスチンについて、膀胱がんに係る追加効能を承認申請中